

【保管場所届出書】の記載例

「自動車の大きさ」欄は、
点線内に右詰めで記載して
ください。

日付は申請日又は作成日を記載してください。
郵便番号、住所、電話及び氏名は、できるだけ点線内に記載してください。

【※】届出に係る自動車、届出に係る保管場所に

- 新規又は追加で保管する場合→「新規」
- 保管中である申請者の自動車との入替えにより保管する場合→「代替」

に○印を付けてください。

【※】「代替」を選択した場合には、

- 「前車」欄に、代替される自動車の登録番号又は車両番号
- 「現車」欄に、届出に係る自動車の登録番号又は車両番号

を記載してください（「新規」を選択した場合には、空欄で提出してください。）。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書				(新規・変更)		自動車の区分		登録		(軽)					
車名		型式		車台番号		自動車の大きさ									
メーカー名		1AB-CD2		CD2-3456789		長さ		3		4		0		センチメートル	
						幅		1		4		8		センチメートル	
						高さ		2		0		0		センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置			名古屋市中区丸の内〇-△-〇 丸の内マンション110号室												
自動車の保管場所の位置			名古屋市中区丸の内〇-△-〇 丸の内駐車場No.2 (変更前)												
上記の事項について届出をします。												令和〇年 12月 1日			
中 警察署長 殿												〒 (123-4567)			
												住所 名古屋市中区丸の内〇-△-〇 丸の内マンション110号室			
												電話 052-123-4567			
												氏名 警察 太郎			
使用権原		自己・他人・共有		連絡先		氏名 届出 一郎		電話 052-358-〇〇〇〇		新規代替		登録番号等		前車 現車	

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るものの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。